

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
株式会社 セプテーニ・ホールディングス
代表取締役社長 佐藤 光紀

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年12月19日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成25年12月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー27階
当社カンファレンスルーム
(末尾記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第23期（平成24年10月1日から平成25年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（平成24年10月1日から平成25年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

第4号議案 当社子会社ならびに関連会社の取締役に對して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

以 上

-
1. 当日ご出席の際には、お手数ではございますが議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.septeni-holdings.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。また、添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、同ウェブサイトにおいて修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(平成24年10月1日から
平成25年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（以下「当期」という。）における我が国経済は、平成24年12月に発足した現政権による経済・財政政策や金融緩和策の効果や期待感により、過度な円高の是正や輸出産業を中心とした企業収益の改善が進むとともに、個人消費にも明るい兆しが見られるなど、緩やかながらも回復基調で推移いたしました。

当社グループの主な事業領域であるインターネットビジネスを取り巻く環境につきましては、パソコンによるインターネット利用が日常生活に定着する一方、スマートフォンがその急速な普及により新たなインターネット利用デバイスとしての存在感を高めており、スマートフォン向けの広告や関連サービスの市場が拡大しております。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）をはじめとするソーシャルメディアの台頭により、その特性を活かしたマーケティング支援やソーシャルゲームといった新たな事業機会も広がっております。

このような状況のもと、当社グループにおいては、成長分野である「スマートフォン」と「ソーシャル」に注力した事業展開を推進し、主力のネットマーケティング事業において業容拡大と収益性の向上を実現することができました。また、将来的な競争力強化のために人材や新規事業等への先行投資も積極的に行いました。これらの結果、連結売上高は45,982百万円（前期比11.2%増）、営業利益は1,593百万円（前期比4.3%増）と増収増益を達成いたしました。経常利益については、投資有価証券評価益の増加等による営業外収益の拡大もあり、1,752百万円（前期比7.0%増）となりました。また、第2四半期においてグループ会社2社を売却したことで合計313百万円の特別利益を計上いたしました。

以上の結果、当期純利益は1,207百万円（前期比78.3%増）となり、売上高と全ての利益項目において過去最高を更新いたしました。

当期の期末配当金につきましては、上記の業績並びに会社の利益配分に関する基本方針を踏まえまして、平成25年11月28日開催の取締役会決議により、1株につき1,400円とさせていただきます。

これにより配当金総額は176,586,200円となりました。

※当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を実施しておりますが、当期（平成25年9月期）の期末配当金につきましては、当該株式分割前の株式数を基準に配当を行います。

主な事業区分別の業績概況は以下の通りです。

【ネットマーケティング事業】

インターネットを活用した包括的なマーケティング支援サービスを企業向けに展開しております。具体的には、インターネット広告の販売やウェブソリューション（サイト構築・運用、SEO等）の提供をはじめ、自社サービスとしてアドネットワーク等のマーケティングプラットフォームやクラウド型CRMサービスの運営を手がけております。

当期においては、景況感の改善と検索連動型広告に代表される運用型広告の需要拡大を背景に、順調に業容を拡大させることができました。特に、成長分野であるスマートフォン向け広告において売上高が前期比約2.6倍と大きく伸長したほか、当社グループが強みを持つ「Facebook」（世界最大のSNS）を活用したマーケティング支援サービスについても、ユーザー数の増加やモバイル（スマートフォン）広告商品の供給開始によって取扱高が大幅に拡大するなど、注力分野において大きな成果を上げることができました。また、前期に設立した米国（サンフランシスコ）とシンガポールの現地法人では顧客開拓が進んだほか、自社サービスの開発拠点として新たにベトナムのハノイに現地法人を設立するなど海外での事業基盤整備も推進いたしました。

これらの結果、売上高は39,458百万円（前期比17.4%増）、営業利益は2,016百万円（前期比44.5%増）となりました。

【メディアコンテンツ事業】

スマートフォンや従来型携帯電話向けにソーシャルゲームをはじめ音楽、書籍、動画、占い等のデジタルコンテンツを企画・開発しSNSや携帯通信キャリア等様々なプラットフォームを通じて一般個人に提供しております。

当期においては、注力分野であるソーシャルゲームの新タイトルを積極的にリリースし業容の拡大を図りました。その結果、SNS上のブラウザゲームでは一定の存在感を維持いたしました。また、ネイティブアプリ（スマートフォン向けゲームアプリ）市場の成長といった事業環境の変化もあり、ソーシャルゲーム事業の売上高は前期比5%減の約20億円と伸び悩みました。環境変化を踏まえ、第3四半期以降は協業や受託案件に積極的に取り組み、収益改善と開発力の向上に努めました。その一環として、アクセルマーク(株)は初のネイティブアプリを(株)セガとの協業で手がけました。

一方、マンガコンテンツ事業をはじめとするゲーム以外の新規事業開発のための先行投資を積極的におこないました。

これらの結果、売上高は3,714百万円（前期比14.3%減）、営業損失は219百万円（前期は227百万円の営業利益）となりました。

(2) 対処すべき課題

(中期経営計画の総括)

当社グループでは、次なる高成長事業を創出・育成し、持続的な企業価値向上を実現するために、平成25年9月期を最終年度とする3カ年の中期経営計画を策定し、実行してまいりました。

期間中は、ネットマーケティング事業を中心とする既存事業については概ね計画どおりに推移いたしました。ソーシャルゲーム市場の環境変化等により、BtoC自社サービスを中心とする新規事業の成長スピードが想定を下回りました。その結果、平成25年9月期の連結業績は、売上高459億円、営業利益15.9億円となりました。

一方で、本中期経営計画策定後は新規事業の開発が加速し、期間中は11件の新規事業を開始いたしました。そのうち8事業が現時点で継続中であり、今後の当社グループの成長に寄与することが期待されます。

(平成26年9月期以降の中期経営方針)

当社グループは、これからも引き続き利益成長を加速させていく所存であり、このほど策定した平成26年9月期以降の中期経営方針では、「利益倍増」をコンセプトにしております。これは、既存事業、新規事業を問わず高収益事業の構成比を高めるとともに、ネット広告に次ぐ事業の柱をつくっていくことで当社グループの更なる利益拡大と企業価値の向上を目指すものです。そのために、「モバイル」「ソーシャル」「グローバル」の3分野を注力分野として位置づけており、これらの分野を中心に既存事業の強化と新規事業の開発を推進することで、当社グループの更なる業容拡大と収益性の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資は214百万円であり、その主なものは平成25年10月に稼働を開始した基幹システムの刷新によるものであります。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第20期 平成22年9月期	第21期 平成23年9月期	第22期 平成24年9月期	第23期 平成25年9月期
売 上 高	32,648,558	34,632,903	41,358,333	45,982,078
経 常 利 益	1,024,124	980,082	1,638,236	1,752,653
当 期 純 利 益	545,771	429,135	677,182	1,207,196
1株当たり当期純利益(円)	4,333.90	3,411.04	5,381.15	47.90
総 資 産	12,371,495	12,182,017	14,362,659	16,023,329
純 資 産	6,079,825	6,342,866	7,246,304	8,380,310

(注) 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を実施しております。第23期の1株当たり当期純利益については、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況（平成25年9月30日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 又は出資金	当社の議 決権比率	主要な事業内容
株式会社セプテーニ	300,000千円	100.0%	インターネット広告代理事業
アクセルマーク株式会社	563,900千円	54.9%	携帯電話向けデジタルコンテンツの企画・開発・運営

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含め19社であります。

(11) 主要な事業内容（平成25年9月30日現在）

区分	主要な事業内容
ネットマーケティング事業	インターネットを活用した包括的なマーケティング支援サービス全般
メディアコンテンツ事業	スマートフォン・従来型携帯電話向け各種デジタルコンテンツ（ソーシャルゲーム、音楽、書籍、動画等）の企画・開発・運営等

(12) 主要な事業所（平成25年9月30日現在）

会社名	事業所名	所在地
当社	本社	東京都新宿区
株式会社セプテーニ	本社	東京都新宿区
	関西支社	大阪市中央区
	名古屋支社	名古屋市中区
	福岡支社	福岡市中央区
アクセルマーク株式会社	本社	東京都中野区

(13) 従業員の状況（平成25年9月30日現在）

従業員数	前期末比増減
715名	19名減

(14) 主な借入先（平成25年9月30日現在）

特記すべき事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成25年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 370,080株
- ② 発行済株式の総数 135,056株
(注) 当期中の新株予約権の権利行使により237株増加しました。
- ③ 当期末株主数 4,987名
- ④ 大株主（上位10名、自己株式を除く）

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
株 式 会 社 ビ レ ッ ジ セ ブ ン	18,219	14.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	15,934	12.63
七 村 守	15,666	12.42
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	9,717	7.70
ヤ フ ー 株 式 会 社	7,000	5.55
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社（ 投 信 口 ）	4,140	3.28
岩 見 則 男	2,428	1.92
清 水 洋	2,360	1.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,132	1.69
MLI EFG NON COLLAT NON TREATY ACCT	1,885	1.49

(注) 上記持株比率については、自己株式（8,923株）を控除して算出しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成25年8月1日開催の取締役会決議に基づき、平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を実施するとともに、単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

上記及び次ページ以降の「(2)新株予約権等に関する事項」に記載の株式数は、全て当該株式分割前のものになります。

(2) 新株予約権等に関する事項（平成25年9月30日現在）

① 当社役員が保有している新株予約権等の状況

発行決議日	平成16年6月10日	平成17年3月10日	平成18年1月25日	
区 分	取締役	取締役	取締役	監査役
保有者数	3名	3名	4名	1名
新株予約権の数	900個	300個	470個	10個
目的となる株式の数	1,800株	600株	470株	10株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	
発行価額	無償	無償	無償	
権利行使時の1株当たり払込金額	7円	7円	7円	
権利行使期間	平成16年6月29日から平成45年12月18日まで	平成17年3月16日から平成46年12月16日まで	平成18年2月1日から平成47年12月20日まで	
備 考	株式報酬型 ストックオプション	株式報酬型 ストックオプション	株式報酬型 ストックオプション	

発行決議日	平成19年1月19日		平成20年1月17日		平成21年1月15日	
区 分	取締役	監査役	取締役	監査役	取締役	監査役
保有者数	1名	1名	2名	1名	2名	1名
新株予約権の数	20個	5個	25個	5個	25個	5個
目的となる株式の数	20株	5株	25株	5株	25株	5株
目的となる株式の種類	普通株式		普通株式		普通株式	
発行価額	146,220円		160,503円		60,883円	
権利行使時の1株当たり払込金額	7円		7円		7円	
権利行使期間	平成20年2月1日から平成49年12月31日まで		平成21年2月1日から平成49年12月31日まで		平成22年2月1日から平成49年12月31日まで	
備 考	役員報酬型 ストックオプション		役員報酬型 ストックオプション		役員報酬型 ストックオプション	

発行決議日	平成25年1月22日	
区 分	取締役	監査役
保有者数	6名	3名
新株予約権の数	720個	50個
目的となる株式の数	720株	50株
目的となる株式の種類	普通株式	
発行価額	71,300円	
権利行使時の1株当たり払込金額	7円	
権利行使期間	平成26年2月1日から平成27年1月31日まで	
備 考	役員報酬型 ストックオプション	

(注) 現在当社は社外取締役を選任しておりません。

- ② 当事業年度中に従業員等に対して交付した新株予約権等の状況
平成25年1月22日開催の取締役会決議による新株予約権
- (イ) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式108株（新株予約権1個当たり1株）
 - (ロ) 発行する新株予約権の総数
108個
 - (ハ) 交付対象者
当社子会社の取締役9名
 - (ニ) 新株予約権の発行価額
無償とする。
 - (ホ) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
7円（1株当たり7円）
 - (ヘ) 新株予約権の権利行使期間
平成25年2月7日から平成27年2月6日までの2年間
 - (ト) 新株予約権の行使の条件
 - 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
 - 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項（平成25年9月30日現在）

① 取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤光紀	(株)セプテーニ 代表取締役
代表取締役会長	七村守	
取締役副会長	野村宗芳	
専務取締役	上野勇	
常務取締役	清水一身	
取 締 役	松田忠洋	(株)セプテーニ・クロスゲート 代表取締役
取 締 役	唐木信太郎	経営企画部部长
常勤監査役	柳克久	
監 査 役	廣渡嘉秀	(株)AGSコンサルティング 代表取締役 AGS税理士法人 統括代表社員
監 査 役	大滝令嗣	早稲田大学大学院商学研究科教授 (株)オフィスクライメイト 代表取締役

- (注) 1. 監査役柳克久、廣渡嘉秀及び大滝令嗣の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役廣渡嘉秀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査役柳克久氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中の役員の異動は次のとおりであります。
- ・平成24年12月21日開催の第22回定時株主総会にて、唐木信太郎氏は取締役新たに選任されました。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	7名	278,063千円
監査役	3名	18,876千円（全て社外監査役）

- (注) 1. 上記報酬等の額には、取締役及び監査役にストックオプションとして付与した新株予約権に係る当期中の費用計上額を含んでおります。
 2. 取締役のうち、当社子会社の取締役兼務に係る報酬等は当該子会社で一部費用を負担しております。上記の当社負担額と子会社負担額を合計した取締役の報酬等の額は310,058千円となります。

③ 社外役員に関する事項

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職	当社との関係
監査役	廣 渡 嘉 秀	株式会社AGSコンサルティング 代表取締役	重要な取引関係はありません。
		AGS税理士法人 統括代表社員	重要な取引関係はありません。
監査役	大 滝 令 嗣	早稲田大学大学院商学研究科教授	重要な取引関係はありません。
		株式会社オフィスクライメイト 代表取締役	重要な取引関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	柳 克 久	当期開催の取締役会と監査役会の全てに出席し、適宜発言を行っている他、その他の重要会議にも出席し、取締役の職務執行を常にモニタリングしております。また、当社の主な子会社の監査役も兼務し、グループ全体の監査体制の強化を図っております。
監査役	廣 渡 嘉 秀	当期開催の定例取締役会及び定例監査役会にはともに12回中10回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	大 滝 令 嗣	当期開催の定例取締役会及び定例監査役会にはともに12回中11回出席し、主に学識経験者としての専門的見地から発言を行っております。

(ハ) 責任限定契約の内容

当社は社外監査役全員との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況（平成25年9月30日現在）

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

(イ) 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

32,000千円

(ロ) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

48,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 責任限定契約の内容

当社は会計監査人との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、3,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社都合の場合の他、当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

3. 会社の体制及び方針

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当につきましては、各事業年度の連結業績、財務体質の強化、今後のグループ事業戦略等を考慮して、連結当期純利益に対する配当性向15%程度を目安とし、当社の分配可能額の範囲内で利益還元を実施してまいりたいと考えております。さらに、原則として1株当たり年間配当金の下限を1,000円(※)と設定することで、業績の拡大に応じた適切な利益配分を基本としながら、配当の継続性・安定性にも配慮してまいります。また、内部留保金につきましては、成長性・収益性の高い事業分野への投資とともに、既存事業の効率化・活性化のための投資及び人材育成のための教育投資として活用してまいります。

自己株式の取得につきましても、株主の皆様に対する有効な利益還元のひとつと考えており、株価の動向や財務状況等を考慮しながら適切に対応してまいります。

※平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を実施したことに伴い、平成26年9月期以降は5円となります。

(2) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ) 取締役は、法令、社会倫理の遵守を、全ての行動基準、意思決定基準に当然に優先するものであり、その上で、法令、定款、社会倫理の遵守を率先して実践・啓蒙し、適正な職務執行を行うことを確認しております。

ロ) セプテーニグループ全体のコンプライアンス及びリスク管理に関する状況及び対応についてはリスク管理委員会にて検討し、その結果等については定期的に取締役会へ報告を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ) 取締役は、法令、定款、社内規程に基づき職務の執行に係る文書等(電磁的記録を含む。)を適切に管理、保存します。当該文書等には、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書のみならず、取締役が参加する重要な会議に関する議事の経過の記録も含まれます。

ロ) 情報の保存、管理を電磁的記録によって行う場合には、情報システム担当者と協議の上、ハッカー等電子情報に与える脅威に関する最新の情報の収集に努め、可能な限り最新の保存、管理体制を構築します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ) 当社は、セプテーニグループの事業経営に影響を与える全てのリスクを発見・特定し、かつ経営レベルで掌握するとともに、商品・サービスの品質と安全性の確保を優先に、顧客、取引先、株主・投資家、地域社会等の各利害関係者、役員及び使用人の利益阻害要因の除去・軽減に誠実に努めます。
- ロ) リスク管理については、通常時においては事業分野毎にリスク分析と対策を検討し、責任者がリスク管理委員会に報告します。重要な事項に関しては、リスク管理委員会にて統括します。また、緊急時においては、社長を本部長とする危機管理対策本部が統括します。
- ハ) セプテーニグループ全体に係るリスクやM&Aのような戦略的意思決定に関するリスクの評価・対応については、取締役会の専決事項とします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、職務分掌に基づき各取締役に必要な権限を付与し、職務の執行の効率性を確保する体制を整備するとともに、子会社が重要な意思決定を行う場合には、子会社からの事前協議に基づき、グループ会社間の事業活動や設備投資の重複を避け、効率的な資源配分となるよう当社取締役会が主体的に調整を行います。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ) 使用人のコンプライアンスを実効的なものにするため、定期的、継続的なコンプライアンス研修を実施するとともに、使用人からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報又は相談に適正に対応するセプテーニグループ企業倫理ホットライン事務局を設置します。
- ロ) 使用人からの通報又は相談による調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、取締役は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じ、セプテーニグループに対して周知徹底させます。

- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ) 当社は、セプテーニグループの事業運営に対し、法令、社会倫理の遵守、リスク管理、効率性の確保、業務の適正を確保するための共通の規範、規程を整備し、子会社の事業経営については、自主的運営を原則としつつ、決算状況については、グループ全体の月次会議に報告するとともに、重要な意思決定を行う際には、当社に対して事前協議を行うものとします。
 - ロ) 当社の内部監査室は、定期的にグループ会社の内部監査を実施し、改善が必要とされる場合には社長の承認を経て勧告書を提示し、その後の改善状況の確認を行うことにより、セプテーニグループ全体の業務の適正性の確保に関する状況を監視します。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ) 監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役の依頼により、取締役との協議により決定し、常勤監査役の指揮命令権に服するとともに、監査役の職務を補助すべき使用人は、他の業務及び役職を兼務しません。
 - ロ) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動に関する決定については、常勤監査役の事前の同意を必要とし、監査役の職務を補助すべき使用人の給与決定等の人事評価については、他の使用人とは、分離して常勤監査役が行います。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 監査役は当社の取締役会その他、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人から説明を求められることができるとともに、監査役が業務に関する報告を求めた場合、稟議書、会計帳簿等の文書の閲覧を求めた場合には、取締役及び使用人は、迅速かつ適切に対応します。
 - ロ) 内部監査室の実施した内部監査報告は、全て監査役会に報告します。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

但し、株式等の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な時間や情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉を行う必要があると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

イ) 企業理念及び企業価値の源泉

当社グループは、平成2年の創業以来、社是である「ひねらんかい（知恵を出そう、工夫しよう）」精神のもと、何度か主力事業を転換しながら成長を続けてまいりました。このような成長を支えてきたのは一貫して「人材力」であると考えます。起業家精神に富む情熱的で優れた人材とそのような人材が集まる企業文化・環境こそが、当社グループの企業価値を生み出す最大の源泉であります。

現在は、インターネット広告代理業を中心とした「ネットマーケティング事業」、ソーシャルゲーム等のデジタルコンテンツを提供する「メディアコンテンツ事業」という2つの事業分野を軸に事業を展開しております。このような変化と競争の激しい事業分野において競合優位性を維持するためには、スピード感のある事業運営や変化への対応力が求められますが、それらを実現するのも人材や組織の力によるところが大きいと考えます。

当社グループは今後も「人」にフォーカスした経営を推進することで既存事業の成長と新規事業の創出に取り組み、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めてまいります。

ロ) 企業価値向上のための取組み（中期経営方針）

当社グループは、これからも引き続き利益成長を加速させていく所存であり、このほど策定した平成26年9月期以降の中期経営方針では、「利益倍増」

をコンセプトにしております。これは、既存事業、新規事業を問わず高収益事業の構成比を高めるとともに、ネット広告に次ぐ事業の柱をつくっていくことで当社グループの更なる利益拡大と企業価値の向上を目指すものです。そのために、「モバイル」「ソーシャル」「グローバル」の3分野を注力分野として位置づけており、これらの分野を中心に既存事業の強化と新規事業の開発を推進することで、当社グループの更なる業容拡大と収益性の向上に努めてまいります。

ハ) コーポレート・ガバナンスについて

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、持株会社体制によりグループ経営機能と事業執行機能を明確に分離し、グループ事業に対する統制・モニタリング機能を強化することを通じて、健全で透明性の高い経営風土を醸成し、継続的な企業価値の向上を目指すものであります。

当社では、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため取締役の任期を1年としております。各取締役は、職務分掌にもとづき、権限の集中を排除するとともに相互に監視・牽制する体制をとりながら業務執行を行っております。一方、監査役については、現在選任されている3名は全て会社法の定める社外監査役となっております。常勤監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行について厳正な監視を行っております。

当社では、持続的な企業価値向上のため、今後も更なるコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成24年11月20日開催の当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「本プラン」といいます。）を決定し、平成24年12月21日開催の当社第22回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただき導入しております。

本プランでは、当社株券等の大規模買付を行おうとする者は、(i)事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、(ii)当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後のみ大規模買付行為を開始する、という大規模買付のルールを提示しております。大規模買付ルールが遵守されている場合、対抗措置の発動は原則として行いません。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該買付提案の内容が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうもの

と認められる場合は株主総会を開催し、対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程します。本プランに基づき発動する対抗措置は、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令及び当社の定款上認められる、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものをを用いるものとしますが、当該対抗措置の仕組み上、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失または不測の損害を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、本プランの詳細は、当社ウェブサイト (<http://www.septeni-holdings.co.jp/>) に掲載の平成24(2012)年11月20日付IRニュース(適時開示資料)「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

④ 上記③の取組みに対する取締役会の判断及びその理由

本プランは、株主の皆様のご共同の利益を確保し又は向上させることを目的として導入するものであり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、株主の皆様が、必要かつ十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かをご判断できる仕組みとなっております。

本プランの有効期間は、第22回定時株主総会における承認から約3年としており、その後も継続する場合は、定時株主総会において株主の皆さまにその可否を判断していただくこととなっております。さらに、有効期間の満了前であっても、株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従い、本プランは変更又は廃止されることから、株主の皆様のご意思が反映される内容となっております。

対抗措置の発動等については、当社取締役会は、必要に応じて、当社から独立した第三者的立場にある専門家等の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

また、大規模買付ルールを遵守して行われる大規模買付行為に対して対抗措置を発動する場合は株主総会の承認を要することとするなど、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

以上のことから、上記③の取組みは、①の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成25年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	[13,502,450]	【流動負債】	[7,590,401]
現金及び預金	6,670,715	買掛金	5,069,836
受取手形及び売掛金	6,370,263	短期借入金	742,588
仕掛品	16,933	1年内返済予定の長期借入金	99,996
貯蔵品	5,436	リース債務	1,488
繰延税金資産	135,495	未払金	244,563
その他	324,375	未払法人税等	413,355
貸倒引当金	△20,769	賞与引当金	305,737
【固定資産】	[2,520,879]	その他	712,835
(有形固定資産)	(257,670)	【固定負債】	[52,617]
建物	156,720	長期借入金	8,345
工具器具及び備品	99,317	リース債務	245
その他	1,631	その他	44,026
(無形固定資産)	(677,652)	負債合計	7,643,019
のれん	406,243	(純資産の部)	
ソフトウェア	47,660	【株主資本】	[7,572,284]
ソフトウェア仮勘定	222,413	資本金	2,025,310
その他	1,335	資本剰余金	3,120,395
(投資その他の資産)	(1,585,556)	利益剰余金	2,911,589
投資有価証券	964,609	自己株式	△485,011
敷金及び保証金	569,625	【その他の包括利益累計額】	[2,332]
繰延税金資産	20,283	その他有価証券評価差額金	△10,875
その他	31,316	為替換算調整勘定	13,208
貸倒引当金	△278	【新株予約権】	[48,614]
		【少数株主持分】	[757,078]
		純資産合計	8,380,310
資産合計	16,023,329	負債・純資産合計	16,023,329

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成24年10月1日から
平成25年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【売 上 高】		45,982,078
【売 上 原 価】		37,106,891
売 上 総 利 益		8,875,186
返品調整引当金戻入額		720
返品調整引当金繰入額		920
差 引 売 上 総 利 益		8,874,986
【販売費及び一般管理費】		7,281,685
営 業 利 益		1,593,301
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	5,841	
受 取 配 当 金	1,704	
投資有価証券評価益	52,658	
持分法による投資利益	100,428	
そ の 他	40,304	200,936
【営 業 外 費 用】		
支 払 利 息	6,077	
株式上場関連費用	13,354	
支 払 手 数 料	20,000	
そ の 他	2,152	41,584
経 常 利 益		1,752,653
【特 別 利 益】		
投資有価証券売却益	209,879	
子会社株式売却益	103,197	313,076
【特 別 損 失】		
減 損 損 失	8,747	
投資有価証券評価損	9,758	
和 解 金	43,890	
そ の 他	4,137	66,534
税金等調整前当期純利益		1,999,195
法人税、住民税及び事業税		705,296
法人税等調整額		61,370
少数株主損益調整前当期純利益		1,232,528
少 数 株 主 利 益		25,332
当 期 純 利 益		1,207,196

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成24年10月1日から
平成25年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,009,979	3,110,912	1,847,644	△485,011	6,483,525
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	15,331	9,482			24,814
剰 余 金 の 配 当			△125,896		△125,896
当 期 純 利 益			1,207,196		1,207,196
連 結 範 囲 の 変 動			△17,355		△17,355
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	15,331	9,482	1,063,945	-	1,088,759
当 期 末 残 高	2,025,310	3,120,395	2,911,589	△485,011	7,572,284

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	△14,626	△1,680	△16,307	28,830	750,257	7,246,304
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行						24,814
剰 余 金 の 配 当						△125,896
当 期 純 利 益						1,207,196
連 結 範 囲 の 変 動						△17,355
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	3,751	14,889	18,640	19,784	6,821	45,246
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	3,751	14,889	18,640	19,784	6,821	1,134,005
当 期 末 残 高	△10,875	13,208	2,332	48,614	757,078	8,380,310

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年11月15日

株式会社セプテーニ・ホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 広幸 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セプテーニ・ホールディングスの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セプテーニ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成25年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	[2,500,084]	【流動負債】	[670,781]
現金及び預金	2,003,298	短期借入金	150,002
売掛金	228,703	1年内返済予定の長期借入金	99,996
貯蔵品	3,352	未払金	72,838
前払費用	56,186	未払費用	87,584
未収入金	1,017	未払法人税等	2,290
未収還付法人税等	131,776	預り金	12,274
関係会社短期貸付金	55,000	関係会社預り金	200,000
その他の	20,749	賞与引当金	27,962
		その他の	17,833
【固定資産】	[4,483,776]	【固定負債】	[45,645]
(有形固定資産)	(185,342)	長期借入金	8,345
建物	59,441	その他の	37,300
建物附属設備	71,701	負債合計	716,426
工具器具及び備品	54,198		
(無形固定資産)	(247,146)	(純資産の部)	
ソフトウェア	25,057	【株主資本】	[6,229,894]
ソフトウェア仮勘定	221,460	(資本金)	(2,025,310)
その他の	627	(資本剰余金)	(2,628,259)
(投資その他の資産)	(4,051,287)	資本準備金	2,441,287
投資有価証券	359,589	その他資本剰余金	186,971
関係会社株式	3,260,115	(利益剰余金)	(2,061,336)
長期貸付金	2,141	利益準備金	70,867
敷金及び保証金	406,221	その他利益剰余金	1,990,469
その他の	23,219	別途積立金	400,000
		繰越利益剰余金	1,590,469
		(自己株式)	(△485,011)
		【評価・換算差額等】	[△10,875]
		(その他有価証券評価差額金)	(△10,875)
		【新株予約権】	[48,415]
		純資産合計	6,267,434
資 産 合 計	6,983,861	負債・純資産合計	6,983,861

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成24年10月1日から
平成25年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【営業収益】		1,908,429
【営業費用】		1,248,769
営業利益		659,660
【営業外収益】		
受取利息	6,562	
受取配当金	2,690	
投資有価証券評価益	52,658	
雑収入	5,861	67,772
【営業外費用】		
支払利息	3,164	
株式上場関連費用	9,806	
支払手数料	20,000	
雑損失	8	32,980
経常利益		694,453
【特別損失】		
関係会社株式売却損	22,503	
関係会社債権放棄損	192,000	
関係会社株式評価損	239,754	454,257
税引前当期純利益		240,195
法人税、住民税及び事業税	2,275	
法人税等調整額	101,019	103,295
当期純利益		136,900

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年10月1日から
平成25年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	2,009,979	2,431,805	186,971	2,618,776	70,867	400,000	1,579,465	2,050,332
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
新 株 の 発 行	15,331	9,482		9,482				
剰 余 金 の 配 当							△125,896	△125,896
当 期 純 利 益							136,900	136,900
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	15,331	9,482	-	9,482	-	-	11,004	11,004
当 期 末 残 高	2,025,310	2,441,287	186,971	2,628,259	70,867	400,000	1,590,469	2,061,336

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△485,011	6,194,076	△13,821	△13,821	28,820	6,209,074
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
新 株 の 発 行		24,814				24,814
剰 余 金 の 配 当		△125,896				△125,896
当 期 純 利 益		136,900				136,900
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			2,945	2,945	19,595	22,541
事業年度中の変動額合計	-	35,818	2,945	2,945	19,595	58,359
当 期 末 残 高	△485,011	6,229,894	△10,875	△10,875	48,415	6,267,434

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年11月15日

株式会社セプテーニ・ホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 広幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セプテーニ・ホールディングスの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株式共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年11月20日

株式会社セブテーニ・ホールディングス 監査役会

常勤監査役 柳 克 久 ㊟

監 査 役 廣 渡 嘉 秀 ㊟

監 査 役 大 滝 令 嗣 ㊟

(注) 常勤監査役柳克久、監査役廣渡嘉秀及び監査役大滝令嗣は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（7名）が任期満了退任となります。つきましては、経営体制の強化を図るため、新たに1名を加えた取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	佐藤 光紀 (昭和50年3月11日生)	平成9年4月 当社入社 平成13年7月 当社取締役インターネット事業本部長 平成15年10月 当社CMO常務取締役 平成16年12月 当社COO専務取締役 平成19年10月 当社専務取締役 平成21年12月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) (株)セプテーニ代表取締役	74,000株
2	七村 守 (昭和30年1月21日生)	平成2年12月 当社入社 平成3年4月 当社代表取締役社長 平成14年2月 当社CEO代表取締役社長 平成16年12月 当社CEO代表取締役会長 平成19年10月 当社代表取締役会長 平成19年12月 当社取締役会長 平成21年12月 当社代表取締役会長（現任）	3,133,200株
3	野村 宗芳 (昭和34年4月11日生)	平成10年3月 当社入社 平成11年12月 当社取締役管理本部長 平成12年12月 当社常務取締役管理本部長 平成15年10月 当社CFO専務取締役 平成16年12月 当社CFO代表取締役社長 平成19年10月 当社代表取締役社長 平成21年12月 当社取締役副会長（現任）	275,200株
4	上野 勇 (昭和43年6月1日生)	平成10年9月 当社入社 平成15年11月 当社執行役員人事総務部長 平成16年12月 当社取締役人事総務部長 平成17年12月 当社常務取締役 平成21年12月 当社専務取締役（現任）	73,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	清水 一身 (昭和38年8月8日生)	平成16年10月 当社入社 平成17年12月 当社取締役経営管理部部長 平成21年12月 当社常務取締役 (現任)	4,200株
6	松田 忠洋 (昭和48年5月7日生)	平成10年4月 当社入社 平成16年10月 当社大阪支社長 平成17年7月 当社メディア本部長 平成17年12月 当社取締役 (現任) 平成21年8月 (株)セプテーニ・クロスゲート代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)セプテーニ・クロスゲート代表取締役	8,000株
7	唐木 信太郎 (昭和53年6月1日生)	平成13年4月 当社入社 平成18年10月 (株)セプテーニ・クロスゲート代表取締役 平成22年1月 当社経営企画部部長 平成24年12月 当社取締役経営企画部部長 (現任)	6,600株
8 (新任)	瀬戸口 佳奈 (昭和50年8月23日生)	平成10年4月 当社入社 平成21年12月 (株)セプテーニ取締役 平成23年12月 (株)セプテーニ常務取締役 (現任) 平成25年10月 当社国際事業推進部部長 (現任) (重要な兼職の状況) (株)セプテーニ常務取締役	88,200株

- (注) 1. 候補者佐藤光紀氏は、株式会社セプテーニの代表取締役を兼務しておりますが、同社は当社100%出資の子会社であるため、特別の利害関係はありません。
2. 候補者松田忠洋氏は、株式会社セプテーニ・クロスゲートの代表取締役を兼務しておりますが、同社は当社100%出資の子会社であるため、特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役廣渡嘉秀氏は任期満了退任となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位並びに 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
ひろ わたり よし ひで 廣 渡 嘉 秀 (昭和42年9月13日生)	平成2年3月 センチュリー監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 平成11年6月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）社員 平成16年9月 (株)エイ・ジー・エス・コンサルティング（現(株)AGSコンサルティング）代表取締役（現任） 平成17年12月 当社監査役（現任） 平成22年3月 AGS税理士法人統括代表社員（現任） (重要な兼職の状況) (株)AGSコンサルティング代表取締役 AGS税理士法人代表社員	1,600株

- (注) 1. 候補者廣渡嘉秀氏は、AGS税理士法人の統括代表社員であり、当社と同社の間で税務等に関する業務委託契約を交わしております。
2. 候補者廣渡嘉秀氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、平成17年12月に当社の監査役に就任し、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。この間、同氏は、公認会計士として培われた専門的な知識および経験等に基づき、有益な助言と独立した立場からの監査を行なったことから、引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行した頂きたく、候補者と致しました。
3. 候補者廣渡嘉秀氏と当社の間で責任限定契約を締結しておりますが、当該責任限定契約の内容の概要は、13ページに記載のとおりであります。なお、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成11年12月14日開催の第9回定時株主総会において、年額3億円以内とする旨をご承認いただいておりますが、前回ご承認より14年が経過し、当社の業態が大きく変化しておりますこと、また今後の更なる事業規模の拡大に備えること、その他諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額6億円以内と改定させていただくことにつき、ご承認をお願いするものであります。

取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

なお、現在の取締役は7名でございますが、第1号議案が承認されますと8名となります。

第4号議案 当社子会社ならびに関連会社の取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社の子会社ならびに当社の関連会社の取締役に対し、特に有利な条件で、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績に対する貢献に報いるとともに、当社グループの今後の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的として、過年度の業績を一定の基準で評価した結果に基づき、当社の子会社ならびに当社の関連会社の取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、本株主総会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、決議日後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額を7円とし、これに新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年とする。

- ④ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- ⑤ 新株予約権の行使の条件
- (イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (ロ) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ⑥ 新株予約権の取得の条件
- (イ) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- (ロ) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (ロ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記⑦(イ)記載の資本金等増加限度額から上記⑦(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編行為時の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、

吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

⑨ 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の数の上限

100個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は10,000株を上限とし、上記(1)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

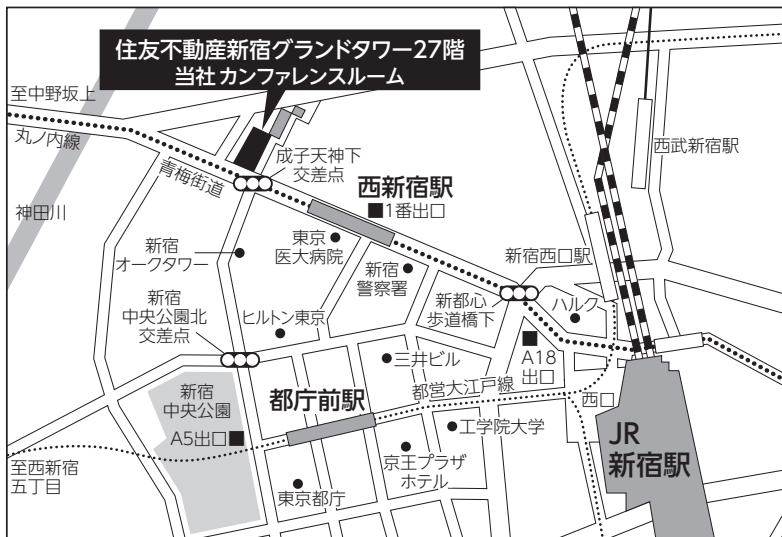
(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みは不要とする。

以 上

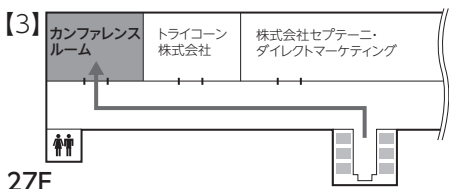
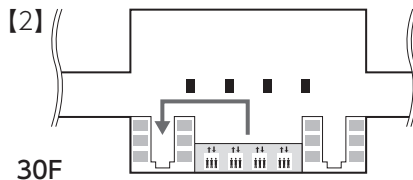
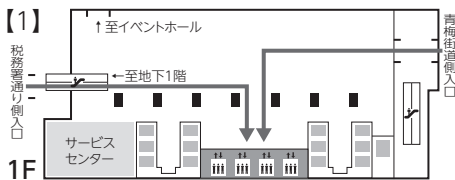
定時株主総会会場ご案内図

会 場：東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
 住友不動産新宿グランドタワー27階 当社カンファレンスルーム
 TEL(03)6863-5623



●交通機関

- 東京メトロ丸の内線「西新宿駅」1番出口 徒歩約3分
- 都営大江戸線「都庁前駅」A5出口 徒歩約6分
- JR線・京王線・小田急線「新宿駅」西口 徒歩約15分



- [1] 1階入り口に入って進み、中ほどにある30階行きのシャトルエレベーターにて30階までお越しください。
- [2] 30階に到着後、左手の29階～21階行きエレベーターに乗り換え、27階にお越しください。
- [3] 27階に到着後、エレベーターホールからみて左手に進み、一番奥の部屋(右側3つめのドア)がカンファレンスルームでございます。